

税金

おくりやみコーナー
のご案内

おくりやみコーナー
にお持ちいただく

おくりやみ手続き
チェックリスト

市役所の手続き
一覧

市役所の手続き

市役所以外での
主な手続き一覧の

ご遺族がご利用
いただける制度・
サービス

委任状

庁内フロアマップ

三親等内の親族図

市役所窓口の
ご案内

A 個人市県民税が課税されている場合の手続き

<p>船橋市に個人市県民税の納税義務のある方が亡くなられた場合、その関係書類を受領する相続人代表者の指定が必要となります。詳しくは担当課まで、お問い合わせください。</p> <p>手続き・持ち物</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続人代表者指定（変更）届 相続人代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 	<p>手続き可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続人及びその代理人
	<p>手続き窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民税課 個人市民税第一係 ☎ 047-436-2214
	<p>期限</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続の開始日から、おおよそ3ヶ月以内

B 原動機付自転車、小型特殊自動車の手続き

<p>亡くなられた方が原動機付自転車もしくは小型特殊自動車を所有していた場合、名義変更または廃車等のお手続きが必要となります。</p> <p>※軽二輪（125cc超 250cc以下）、小型二輪（250cc超）、軽自動車、普通自動車は別途手続きが必要です。（P31 市役所以外での主な手続一覧をご覧ください）</p> <p>手続き・持ち物</p> <p><input type="checkbox"/> 原動機付自転車、小型特殊自動車の名義変更・廃車</p> <ul style="list-style-type: none"> 標識交付証明書 ナンバープレート（車両を処分する場合や市外の人へ譲渡するとき） 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本・住民票等） 来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 	<p>手続き可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> どなたでも可
	<p>手続き窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民税課 法人・軽自動車税係 ☎ 047-436-2203 船橋駅前総合窓口センター、各出張所
	<p>期限</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡届提出後、30日以内

C 土地・家屋の現所有者の申告

<p>亡くなられた方が土地・家屋を所有している場合、相続人の中から固定資産税の納税通知書等を受け取る「現所有者」を申告していただく手続きです。</p> <p>手続き・持ち物</p> <p><input type="checkbox"/> 現所有者の申告等 （現所有代表者の住民票が船橋市に無い場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現所有代表者のマイナンバーが確認できるもの 現所有代表者の本人確認書類 <p>※亡くなられた方が船橋市外にお住まいだった場合、死亡日が確認できる書類の提示をお願いする場合があります。</p>	<p>手続き可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続人及びその代理人
	<p>手続き窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産税課 賦課管理係 ☎ 047-436-2222
	<p>期限</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡届提出後、おおよそ3ヶ月以内 ※亡くなられた方が市内にお住まいだった場合、市から届出についてのご案内を生前のご住所にお送りしています。

D 共有代表者の変更

<p>亡くなられた方が土地・家屋を共有で所有し、その代表となっている場合に、代表者を変更する手続きです。</p> <p>手続き・持ち物</p> <p><input type="checkbox"/> 共有代表者変更届</p> <ul style="list-style-type: none"> ※亡くなられた方が船橋市外にお住まいだった場合、死亡日が確認できる書類の提示をお願いする場合があります。 	<p>手続き可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続人（共有者）及びその代理人
	<p>手続き窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産税課 賦課管理係 ☎ 047-436-2222
	<p>期限</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡届提出後、おおよそ3ヶ月以内 ※亡くなられた方が市内にお住まいだった場合、市から届出についてのご案内を生前のご住所にお送りしています。

税金

A 未登記家屋の名義変更

亡くなられた方が未登記家屋を所有している場合に、ご名義を変更する手続きです。

手続き・持ち物

未登記家屋所有者変更届

- 遺産分割協議書（写し）

- 新所有者の実印

※遺産分割協議書がない場合は、別途提出書類を案内しますので、お問い合わせください。

手続き可能な人

- 相続人（新所有者）及びその代理人

手続き窓口

- 資産税課 賦課管理係
☎ 047-436-2222

期限

- 亡くなられた日の翌年1月末日
- ※亡くなられた方が市内にお住まいだった場合、市から届出についてのご案内を生前のご住所にお送りしています。

B 口座振替の停止

亡くなられた方の口座から市税等を口座振替しており、口座の凍結・解約をされた連絡があった場合には、口座振替の停止処理を致します。

手続き・持ち物

口座変更又は廃止

- なし

※亡くなられた方の住所、氏名、該当口座の金融機関名、支店名の聴取が必要となります。

手続き可能な人

- 相続人等

手続き窓口

- 税務課 収納係 ☎ 047-436-2204

期限

- 速やかに

高齢者

C 緊急通報装置・福祉電話の返却手続き

下記サービスを利用されている方が亡くなられた場合は、返却手続きが必要となりますのでご連絡ください。

手続き・持ち物

福祉電話の返却

- 電話機

緊急通報装置の返却

※後日業者が装置の取り外しに伺うため、立ち合いが可能な方をご紹介します。立ち合いの方に業者より連絡が入ります。

手続き可能な人

- 親族、同居の方、担当ケアマネジャー、成年後見人等

手続き窓口

- 高齢者福祉課 高齢者福祉係
☎ 047-436-2352

期限など

- 至急担当課までご連絡下さい。

D はり・きゆう・マッサージ助成券の返還

はり・きゆう・マッサージ助成券の利用者が亡くなられた場合、返還してください。利用者以外使用することができないので、破棄してもらってもかまいません。

手続き・持ち物

はり・きゆう・マッサージ助成券の返還

- はり・きゆう・マッサージ助成券

手続き可能な人

- 親族、同居の方、担当ケアマネジャー、成年後見人等

手続き窓口

- 高齢者福祉課 高齢者福祉係
☎ 047-436-2352

期限

- 死亡届提出後、速やかに

子ども

A 児童手当の手続き（受給者の変更、未払い手当の請求）

亡くなられた受給者に中学生以下の児童がいる場合、児童手当の受給資格が消滅します。児童手当を引き続き受給するためには、受給者の変更が必要となりますので、配偶者等これからの保護者は「認定請求書」を提出してください。（新規の受給者が公務員の場合は原則として勤務先への申請となります）
また、未払い分の児童手当があるときは「未支払児童手当請求書」を提出してください。

手続き・持ち物

□受給者の変更手続き・未払い手当の請求

- 新たに受給者となる方
 - ・健康保険証の写し（※私立学校教職員共済組合以外の共済組合）
 - ・振込先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）の写し
- 亡くなられた受給者が監護していた中学生以下の児童
 - ・児童名義の振込先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）の写し

手続きが可能な人

- ・中学生以下の児童の保護者

手続き窓口

- ・児童家庭課 児童助成係
☎ 047-436-2316
- ・出張所・連絡所、船橋駅前総合窓口センター

期限

- ・亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
- ※手続きが遅れると、支給されない月が発生することがあります。

B 子ども医療費助成受給券の手続き（保護者の変更、受給券の返納）

亡くなられた方に中学生以下の児童がいる場合、児童の保護者の設定変更の手続きが必要になります。また、中学生以下の児童が亡くなられた場合、受給券を返納していただく必要があります。

手続き・持ち物

□保護者の変更、保険証の変更、受給券の返納

- ・児童の保険証の写し
（保険証の変更があった場合のみ）
- ・船橋市子ども医療費助成受給券

手続きが可能な人

- ・中学生以下の児童の保護者

手続き窓口

- ・児童家庭課 児童助成係
☎ 047-436-2316
- ・出張所・連絡所、船橋駅前総合窓口センター

期限

- ・亡くなられた後、速やかに

C 児童扶養手当の手続き（受給者死亡届、未払児童扶養手当の請求、児童扶養手当証書の返還）

児童扶養手当受給者が亡くなられた場合、受給資格が消滅しますので、受給者死亡の届出をご提出ください。その際、未支払分の児童扶養手当がある場合は、対象児童の口座にお振込みいたします。また、児童扶養手当証書（クリーム色）が発行されている場合は、返却していただきます。

手続き・持ち物

- 受給者死亡の届出
- 未払児童扶養手当の請求
 - ・対象児童の通帳
- 児童扶養手当証書の返還
 - ・児童扶養手当証書（クリーム色）
 ※紛失等で見つからない場合は、窓口にてその旨お伝えください。

手続きが可能な人

- ・児童扶養手当の対象児童の保護者

手続き窓口

- ・児童家庭課 ひとり親家庭支援係
☎ 047-436-3316
- ・船橋駅前総合窓口センター（平日9時～17時）

期限

- ・亡くなられた日から14日以内

子ども

A 遺児手当の手続き（受給資格消滅の届出）

遺児手当受給者が亡くなられた場合、受給資格が消滅しますので、受給資格消滅届をご提出ください。

その際、未支払分の遺児手当がある場合は、対象児童名義の口座にお振込みいたします。

手続き・持ち物

- 遺児手当受給資格消滅届
- 未払遺児手当の請求
 - ・対象児童の通帳

手続きが可能な人

- ・遺児手当の対象児童の保護者

手続き窓口

- ・児童家庭課 ひとり親家庭支援係
☎ 047-436-3316
- ・船橋駅前総合窓口センター（平日 9 時～ 17 時）

期限

- ・亡くなられた日から 14 日以内

B ひとり親家庭等医療費助成の手続き（受給資格消滅の届出、受給券の返還）

ひとり親家庭等医療費助成受給者が亡くなられた場合、受給資格が消滅しますので、受給資格変更等届をご提出ください。

また、受給券は返還していただきます。

手続き・持ち物

- ひとり親家庭等医療費受給資格変更等届
- ひとり親家庭等医療費受給券の返還
 - ・ひとり親家庭等医療費受給券

手続きが可能な人

- ・ひとり親家庭等医療費助成の対象児童の保護者

手続き窓口

- ・児童家庭課 ひとり親家庭支援係
☎ 047-436-3316
- ・船橋駅前総合窓口センター（平日 9 時～ 17 時）

期限

- ・亡くなられた日から 14 日以内
- ※届出が遅れて資格が消滅した後に受給券を使用すると返還金が発生する場合があります。

C 母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金の手続き（受給資格消滅の届出）

高等学校等修学援助金受給者が死亡した場合、受給資格が消滅しますので、受給事由消滅届をご提出ください。

その際、未支払分の援助金がある場合は、対象児童名義の口座にお振込みいたしますので、振込先がわかるものをお持ちください。

手続き・持ち物

- 母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金受給事由消滅届
 - ・対象児童の通帳
 - ※令和 4 年 3 月をもって廃止

手続きが可能な人

- ・母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金の対象児童の保護者

手続き窓口

- ・児童家庭課 ひとり親家庭支援係
☎ 047-436-3316
- ・船橋駅前総合窓口センター（平日 9 時～ 17 時）

期限

- ・亡くなられた日から 14 日以内

子ども

おくやみコーナー
のご案内

おくやみコーナー
にお持ちいただく

おくやみ手続き
チェックリスト

市役所の手続き
一覧

市役所の手続き

市役所以外での
主な手続き一覧

ご遺族がご利用
いただける制度・
サービス

委任状

庁内フロアマップ

三親等内の親族図

市役所窓口の
ご案内

A 放課後ルームの手続き（退所または変更の届出）

<p>放課後ルーム利用中の小学生が亡くなった場合は、その月の月末で放課後ルームを退所していただく為のお手続きをお願いします。</p> <p>また、放課後ルーム利用中の同一世帯の方が亡くなった場合は、その世帯の方に入所事項変更届をご提出していただく必要があります。</p> <p>手続き・持ち物</p> <p><input type="checkbox"/> 放課後ルームの退所または変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後ルーム退所届 放課後ルーム入所事項変更届 	<p>手続きが可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後ルーム利用者の同一世帯の方
	<p>手続き窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援課 放課後ルーム入所係 ☎ 047-436-2319
	<p>期限</p> <ul style="list-style-type: none"> 速やかに

B 保育所等の手続き（退園または変更の届出、支給認定証の返還）

<p>手続き・手続きが可能な人</p> <p><input type="checkbox"/> 変更届の提出</p> <p>日本人・外国人問わず、保育所等を利用申込み又は在籍している児童の保護者、同居の兄弟姉妹又は同居の祖父母が亡くなった場合、提出が必要です。この提出により、亡くなった人を児童の教育・保育給付認定と保育料算定の対象者から除外します。</p> <p>手続きが可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所等を利用申込み、又は在籍している児童の保護者 <p><input type="checkbox"/> 退園届の提出</p> <p>日本人・外国人問わず保育所等に在籍している児童が亡くなった場合、退園処理を行うために提出が必要となります。</p> <p>手続きが可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所等に在籍している児童の保護者 <p><input type="checkbox"/> 利用申込み取り下げ書の提出</p> <p>日本人・外国人問わず、保育所等を利用申込み中（転園申込み中を含む）の児童が亡くなった場合に、利用申込みを取り下げ処理するために提出が必要となります。</p> <p>手続きが可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所等を利用申込みしている児童の保護者 <p><input type="checkbox"/> 支給認定証の返還</p> <p>日本人・外国人問わず、保育所等を利用申込み又は在籍している児童又は保護者が亡くなった場合、保育所等の利用要件が認められる場合に行う教育・保育給付認定において、亡くなった人の氏名が表記された支給認定証が交付されている場合は返還が必要となります。</p> <p>手続きが可能な人</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所等を利用申込み、又は在籍している児童の保護者 	
<p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給認定証（交付されている方のみ） 	<p>手続き窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育認定課 ☎ 047-436-2330 在籍する保育所等
<p>期限</p> <ul style="list-style-type: none"> 亡くなった後速やかに 	

C 幼児教育・保育の無償化

<p>幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等、幼児教育・保育の無償化対象の施設を利用していた児童・保護者が亡くなった場合手続きが必要となることがあります。</p> <p>手続き窓口は利用施設により異なります。保育認定課（☎ 047-436-2328）又は学務課（私学助成幼稚園に通園されている場合☎ 047-436-2858）にお問い合わせください。</p>

子ども

A 通所受給者証の手続き（通所受給者証の返還、保護者の変更）

<p>対象児が亡くなられた場合に療育支援課へ通所受給者証を返還していただきます。</p> <p>また、通所給付決定保護者が亡くなられた場合に変更の手続きをしていただきます。</p> <p>手続き・持ち物</p> <p><input type="checkbox"/> 通所受給者証の返還</p> <ul style="list-style-type: none">通所受給者証 <p><input type="checkbox"/> 保護者変更</p> <ul style="list-style-type: none">通所受給者証マイナンバーが確認できるもの本人確認書類（運転免許証等）	<p>手続きが可能な人</p> <ul style="list-style-type: none">保護者
	<p>手続き窓口</p> <ul style="list-style-type: none">療育支援課 管理給付係 <p>☎ 047-436-2342</p>
	<p>期限</p> <ul style="list-style-type: none">○通所受給者証の返還<ul style="list-style-type: none">なし○保護者変更<ul style="list-style-type: none">速やかに

おくやみコーナー
のご案内

おくやみコーナー
にお持ちいただく
もの

おくやみ手続き
チェックリスト

市役所の手続き
一覧

市役所の手続き

市役所以外での
主な手続き一覧

ご遺族がご利用
いただける制度・
サービス

委任状

庁内フロアマップ

三親等内の親族図

市役所窓口の
ご案内